

旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業による

# 奨学金返済補助の手引き

～補助希望者として登録を受けた方へ～

(令和3年度改訂版)



【返済補助に関するお問合せ，各手続き書類の提出先】

**旭川市 経済部経済総務課雇用労政係**

住 所：〒070-0036

北海道旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階

電 話：0166-25-7152（課直通）

F A X：0166-26-7093

対応時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8：45～17：15

# 目 次

1	はじめに	1
2	必要な手続きの流れ	
(1)	登録の応募，登録決定のお知らせ	2
(2)	旭川市内への定着	2
(3)	補助初年度の申請	2
(4)	補助初年度の返済状況等の報告	3
(5)	補助2年度目以降の申請	3
(6)	補助2年度目以降（補助最終年度を除く）の返済状況等の報告	4
(7)	補助最終年度（対象期間終了時）の返済状況等の報告	4
(8)	就業や居住の状況等の変更に伴う手続き	4
3	返済補助の留意事項	
(1)	補助対象期間の延長について	6
(2)	補助金額について	7
(3)	奨学金返済の延滞について	8
(4)	交付決定の取消しについて	8
(5)	関係書類の整備・保管について	8
4	各手続きに必要な書類	
(1)	書類の作成・提出に当たって	9
(2)	補助の申請に必要な書類	9
(3)	返済状況等の報告に必要な書類	10
(4)	就業や居住の状況等の変更に伴う手続きに必要な書類	11
5	各書類の記入方法	
(1)	交付申請書（様式第3号）※補助初年度の申請	12
(2)	交付申請書（様式第3号）※補助2年度目以降（最終年度除く）の申請	13
(3)	交付申請書（様式第3号-2）※補助最終年度の申請	14
(4)	状況報告書（様式第6号）※補助初年度以降（最終年度除く）の報告	15
(5)	誓約書（様式第6号別紙）	16
(6)	状況報告書（様式第6-2号）※補助最終年度の報告	17
(7)	変更届出（承認申請）書（様式第5号）※就業先，住所変更の場合	18
(8)	変更届出（承認申請）書（様式第5号）※奨学金返済額変更の場合	19

## 【参考資料】

加算額・補助対象期間のお知らせ

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領

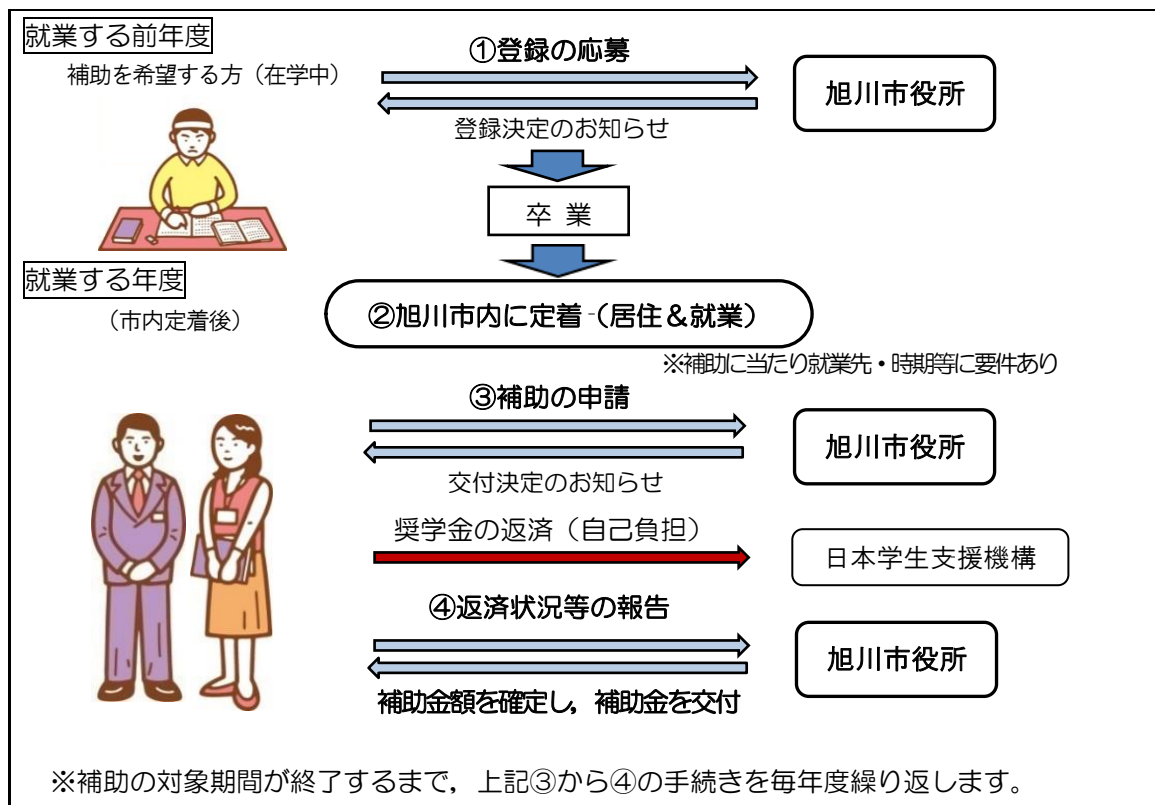
## 1 はじめに

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金の交付を受けるに当たっては、旭川市への登録後、大学など高等教育機関※を卒業し、旭川市内で就業した上で、あらためて補助の申請手続きをする必要があります。（登録を受けただけでは補助は受けられません。）

あらかじめこの手引きをよくお読みいただき、手続きに漏れがないよう十分ご留意ください。

※この返済補助事業での「高等教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業者又はそれと同等以上の学力を有すると認定された者を対象とする課程に限ります。）、大学院をいいます。

### <登録から補助金受領までの基本的な流れ>



### <返済補助の基本事項>

※今一度確認をお願いします。□内はチェック欄（確認した事項にレ点記入など）としてお使いください。

- 返済補助の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（以下「奨学金」といいます。）のみです。
- 返済補助を受けるためには、登録を受けた翌々年度の4月1日までに、旭川市内に本社が所在する企業等に就業し、旭川市内に居住している（以下「市内定着」といいます。）ことが必要です。
  - ※「企業等」には、会社のほか店舗、病院、施設等も含まれます。
- 返済補助の対象期間（以下「補助対象期間」といいます。）は、市内定着している期間で、3年間で上限です。
- 返済補助の金額は、補助対象期間内に返済した奨学金の額の1/2（上限あり）です。
- 補助対象期間の満了前であっても、補助の申請手続きを怠った場合、補助の要件を満たさなくなった場合は、原則補助は受けられません。

## 2 必要な手続きの流れ

### (1) 登録の応募、登録決定のお知らせ (市内定着する前年度)

補助希望者としての登録決定の通知書(様式第2号)は、補助を受ける要件である登録済みであることを証明する書類です。引越等で紛失することのないよう大切に保管してください。

### (2) 旭川市内への定着

補助を受けるためには、登録を受けた年度の翌々年度の4月1日までに、市内定着することが必要です。なお、公務員やそれに準ずる法人の職員(独立行政法人職員等)としての就業は補助の対象になりませんのでご注意ください。

上記期日までに市内定着しない場合は、補助希望者としての登録は取消しとなり、補助を受けることができなくなります。

「旭川市内への定着」に関するQ&A	
1	Q1. 旭川市内で自営業に就いた場合は補助の対象になりますか。 A1. この返済補助事業での「就業」とは、企業等で雇用されることのほか、補助を希望する方自身が事業主となることも含むため、自営業の事業承継や新規創業も補助の対象になります。ただし、登記事項証明書や確定申告書、個人事業の開業・廃業等届出書等によりその事業の実体を確認できる場合に限りです。
	Q2. 札幌市に本社が所在する企業に就業しましたが、旭川支社へ配属となり、旭川市内の事務所で働いています。補助の対象になりますか。 A2. 勤務場所が旭川市内であっても、就業した企業等の本社住所が旭川市内になれば補助の対象になりません。国税庁法人番号公表サイトなどで本社住所を確認できます。
3	Q3. 「公務員に準ずる法人の職員」とは、どのようなものが該当しますか。 A3. 総務省による独立行政法人制度の適用を受ける法人(国立病院機構、国立高等専門学校機構など。詳しくは総務省ホームページを参照ください。)や文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員が該当します。

### (3) 補助初年度の申請 (市内定着後2か月以内)

補助初年度の申請は、市内定着した日の翌日から起算して2か月以内(ただし、市内定着日が属する年度の3月31日を超えない。)に行う必要があります。この期間内に申請を行わない場合は、補助を受けることができなくなりますのでご注意ください。

なお、申請日現在において、次の要件1～3を全て満たしている必要があります。

<申請に必要な要件>

1. 正規雇用(移行見込み有りを含む。)により就業していること。
2. 旭川市内に住所を有していること。
3. 奨学金の返済を延滞していないこと。

補助を申請できる金額は、補助対象期間内において各年度に学生支援機構へ返済を予定している奨学金の額に基づいて決まります。

旭川市では申請書類を受理後、審査により補助の可否を決定し、書面で結果をお知らせ(通知)します。

**\*補助初年度の申請で提出する書類 →9頁へ**

**その記入方法 →12頁へ**

「補助初年度の申請」に関するQ&A	
1	Q1. 「就業した日」とは、いつを指しますか。
	A1. 雇用契約書や雇入通知書に記載されている雇用開始日です。例えば、雇用開始日が令和2年4月1日である場合、令和2年6月1日までに申請が必要となります。なお、自営業の事業承継や新規創業の場合は、登記事項証明書に記載されている法人設立日又は補助を希望する方本人が代表者として登記された日、もしくは個人事業の開業・廃業等届出書に記載されている開業日を「就業した日」として取り扱います。
2	Q2. 「正規雇用」とは、どのような雇用を指しますか。
	A2. 労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めが無く、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級または昇格の有無）を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいいます。
3	Q3. 正規雇用への移行見込みの有無は、どのように確認すればよいですか。
	A3. 雇用証明書や雇用契約書等に「正社員登用の予定あり」といった記載があるなど、正規雇用に移行する可能性があることを書面で確認することで移行見込みの有無を確認します。
4	Q4. 補助金の交付決定通知書（様式第4号）に「交付決定額 50,000円」と記載されていました。必ず50,000円の補助金を受け取ることができるのですか。
	A4. 通知書に記載する交付決定額は、申請時点で返済を予定している奨学金の額に基づき決定したもので、いわば交付する補助金の予定額のようなものです。 実際に交付する補助金の額は、年度末にその年度内の返済状況等を報告いただいた上で、返済を確認できた奨学金の額に基づき改めて確定しますので、返済状況によっては実際に受け取る補助金の額が交付決定額を下回る場合や交付を取り消す場合もあります。（補助2年度目以降も同様の取扱い）

#### （4）補助初年度の返済状況等の報告（補助初年度3月31日）

初めて補助を申請した年度の3月31日になりましたら、その年度の対象期間内に返済した奨学金の額、旭川市内での就業及び居住の状況等について旭川市へ報告が必要です。

旭川市では報告書類を受理後、審査により補助の要件を満たす状況にあることや実際に返済した奨学金の額等を確認した上で、交付する補助金の額を確定し、請求書用紙をお渡ししますので、確定した補助金額等を記載し提出してください。旭川市では請求書の受理から概ね1か月程度で補助金を交付（振込）します。

**\*補助初年度の報告で提出する書類 →10頁へ**

**その記入方法 →15頁へ**

#### （5）補助2年度目以降の申請（各年度4月1日から4月10日まで）

この補助金は年度ごとに交付するため、補助対象期間が終了するまでは毎年度手続きが必要です。各年度4月10日までに、その年度における補助の申請を行ってください。

補助初年度と同様に、「申請に必要な要件」（2頁）の1から3を全て満たしていれば申請を行うことができます。なお、補助2年度目以降は、交付申請書（様式第3号、最終年度は様式第3号-2）で記入すべき項目や添付書類が補助初年度とは異なり、一部省略できますので、ご注意ください。

最終年度の申請については、通算の補助対象期間及び最終年度の加算額（予定）を事前にお知らせしますので、参照した上で記入してください。

旭川市では申請書類を受理後、補助初年度と同様に審査により補助の可否を決定し、書面で結果をお知らせ（通知）します。

**\*補助2年度目以降の申請で提出する書類 →10頁へ**

**その記入方法 →（補助最終年度より前）13頁へ**

**→（補助最終年度）14頁へ**

#### **（6）補助2年度目以降（補助最終年度を除く）の返済状況等の報告（各年度3月31日）**

補助初年度と同様に、各年度（補助対象期間が終了する日がの属する年度を除く）3月31日になりましたら、その年度内に返済した奨学金の額、旭川市内での就業及び居住状況等について旭川市へ報告してください。

旭川市で報告書類を受理した後は、補助初年度と同様の流れで補助金を交付します。

**\*補助2年度目以降の報告で提出する書類 →10頁へ**

**その記入方法（※補助初年度と同様） →15頁へ**

#### **（7）補助最終年度（対象期間終了時）の返済状況等の報告（対象期間終了後1か月以内）**

補助対象期間が終了する日の翌日から起算して1か月以内（ただし、その年度の3月31日を超えない。）に、最終年度の補助対象期間終了日までに返済した奨学金の額、旭川市内での就業及び居住の状況等について報告してください。

旭川市で報告書類を受理した後は、それまでの各年度と同様の流れで補助金を交付します。

この補助対象期間終了に伴う補助金の交付（振込）をもって、一連の返済補助は終了となります。

**\*補助最終年度（対象期間終了時）の報告で提出する書類 →10頁へ**

**その記入方法 →17頁へ**

#### **（8）就業や居住の状況等の変更に伴う手続き（随時）**

各年度において補助金の交付決定通知を受けた後、状況の変化等によりその年度の交付申請書（様式第3号、最終年度は様式第3号-2）に記載した内容に変更が生じた場合は、旭川市へ届出又は承認申請が必要ですので、速やかに手続きを行ってください。

＜届出が必要な変更の例＞

・申請者本人の氏名、現住所の変更

・就業先に関する変更

就業先企業の名称や所在地の変更、就業先企業の変更（転職等）など

・雇用契約の内容に関する変更

雇用形態や就業条件の変更など

・離職したとき

就業先の倒産、解雇、退職など

＜承認申請が必要な変更の例＞

・その年度内に実際に返済する奨学金の額について、申請時点での返済予定額と比較しその6分の1を超える増減が見込まれたとき

例えば、その年度内の奨学金の返済予定額が144,000円であった場合は、実際に

返済する額がこの予定額よりも、24,000円(=144,000円×1/6)を超えて増又は減となることが見込まれたときに承認申請が必要となります。

- 学生支援機構による返済猶予等によりその年度内には返済を行う予定がなかったものの、事情が変わり返済を行う見込みとなったとき

**\*変更に伴う手続きで提出する書類 →11頁へ**

**その記入方法 →18, 19頁へ**

なお、就業又は居住状況の変更等により返済補助に必要な要件を満たさなくなった期間は、原則補助を受けることはできませんが、それがやむを得ない事情によると認められる場合は補助対象となることもありますので、旭川市へ確認してください。

＜やむを得ない事情の例＞

- 申請者の自己都合によらない離職（就業先の倒産、雇用主都合による解雇等）
- 申請者の自己都合によらない旭川市外への転出（転勤を命じられた場合等）
- 天災、傷病など申請者本人の責めに帰さない事情

「就業や居住の状況等の変更に伴う手続き」に関するQ&A	
1	<p>Q1. 交付決定後、就業先の倒産により離職しましたが、旭川市内には引き続き居住しています。補助対象となる範囲はありますか。</p> <p>(年度途中で、市内就業：満たさなくなった、市内居住：満たしている という場合)</p>
	<p>A1. やむを得ない事情で離職したものの市内に引き続き居住している場合、離職した日が属する年度については、その期間に返済した奨学金は補助対象とします。</p> <p>その次年度以降は、離職した日が属する年度の3月31日時点で、市内定着の要件を満たしていない場合、当該年度の4月1日から補助対象期間を中断します。その後、市内定着の要件を再び満たす状況となった日の翌日から起算して2か月以内に補助申請が行われれば、補助対象となります。ただし、中断期間は1年間を限度とし、1年を超えた場合、補助希望者としての登録が取消しとなり補助は終了します。</p>
2	<p>Q2. 交付決定後、就業先の倒産により離職し、旭川市外に転居しました。補助対象となる範囲はありますか。</p> <p>(年度途中で、市内就業：満たさなくなった、市内居住：満たさなくなった という場合)</p>
	<p>A2. やむを得ない事情で離職し市外に転出した場合、離職した日が属する年度については、市内定着の要件を満たしていた期間に返済した奨学金のみ補助対象とします。</p> <p>その次年度以降は、離職した日が属する年度の3月31日時点で、市内定着の要件を再び満たす状況となった場合に限り、補助希望者としての登録が継続し補助申請をすることができます。要件を満たしていない場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり補助は終了します。</p>
3	<p>Q3. 交付決定後、旭川市内に本社が所在する企業で雇用されたまま、旭川市外にある支社へ転勤を命じられ、市外に転出しました。補助対象となる範囲はありますか。</p> <p>(年度途中で、市内就業：満たしている、市内居住：満たさなくなった という場合)</p>
	<p>A3. 市内に本社が所在する企業での就業は続いているもののやむを得ない事情で市外に転出した場合、転出した日が属する年度については、転出している期間に返済した奨学金は補助対象とします。</p>



	その次年度以降は、転出した日が属する年度の3月31日時点で、市内定着の要件を満たしていない場合、当該年度の4月1日から補助対象期間を中断します。その後、市内定着の要件を再び満たす状況となった日の翌日から起算して2か月以内に補助申請が行われれば、補助対象となります。ただし、中断は2年間を限度とし、2年間を超えた場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり補助は終了します。
4	Q4. 交付決定後、自己都合により離職（又は自己都合により旭川市外に転出）しました。補助対象となる範囲はありますか。 (年度途中で、やむを得ない事情と認められない理由により市内定着の要件を満たさなくなった場合)
	A4. やむを得ない事情と認められない理由で離職又は市外転出した場合、離職又は市外転出した日が属する年度については、市内定着の要件を満たしていた期間に返済した奨学金のみ補助対象とします。 その次年度以降の補助については、上記A2と同様の取扱い（※「離職した日」を「離職又は市外転出した日」に読み替え）とします。
5	Q5. 交付決定後、雇用されている企業で育児休暇を取得しました。休暇期間中に返済した奨学金は補助対象となりますか。
	A5. 産前・産後休暇、育児休暇、病気休暇など就業先が認めている休暇の取得期間については就業している期間として取扱いますので、その期間内の返済分は補助対象とします。

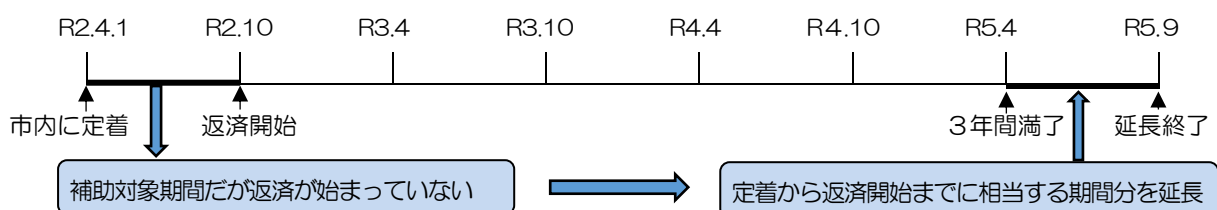
※表中のQ&Aでは、補助対象期間内に生じることが想定される変更の例とその基本的な取扱いをまとめています。表中の取扱いが原則ですが、変更が生じた時期や理由など状況によってはこの取扱いにより難しく個別に判断・対応させていただく場合もありますので、交付申請書（様式第3号、最終年度は様式第3号-2）に記載した内容に変更が生じるときは速やかに旭川市へお知らせください。

### 3 返済補助の留意事項

#### (1) 補助対象期間の延長について

奨学金は通常、借入終了後7か月目に当たる月の27日から返済が開始（3月31日借入終了の場合、10月27日が最初の返済日）されます。そのため、学生支援機構が指定するこの返済開始日より前に旭川市内に定着を始めた場合は、補助対象期間内でありながら申請者本人の希望によらず返済実績がない期間が生じてしまうことから、3年間を限度とする補助対象期間を、市内定着日から返済開始日までに相当する期間延長します。

※期間延長の例（令和2年4月1日から市内に定着し、同年10月から返済開始の場合）



ただし、申請者本人が希望すれば借入終了後7か月目より前から繰上返済は可能であるため、



学生支援機構が指定する返済開始日より前から自主的に返済を開始した場合は、この期間延長の適用外とします。

なお、この延長した期間内については、市内定着を補助の要件としません。

## (2) 補助金額について

補助金額は、1年度当たりの補助上限額に3を乗じた額を上限として、旭川市内に定着している期間内に、返済した奨学金の額の1/2です。交付を受けられる額は年度ごとに次のとおり算出します。

### <各年度の補助金額>

※算出した額に1円未満の端数が出た場合は切り捨て。

#### ○補助初年度以降（補助最終年度を除く）

その年度に返済した奨学金の額の1/2（下表の上限額が限度）のうち、その80%に相当する額を交付します。

【算出式】その年度に返済した奨学金の額の1/2（下表の上限額が限度）× 8/10

#### ○補助最終年度（補助対象期間が終了する日が属する年度）

その年度に返済した奨学金の額の1/2（下表の上限額が限度）に、前年度までに交付を受けた補助金額の25%の額（＝前年度までに返済した額の1/2（1年度につき下表の上限額が限度）のうち、まだ交付を受けていない20%に相当する額）を加えた額を交付します。

【算出式】その年度に返済した奨学金の額の1/2（下表の上限額が限度）

＋ 前年度までに交付を受けた補助金額× 25/100

すなわち、補助対象期間である3年間で満了するまで（対象期間の延長（6頁参照）がある場合はその延長期間が終了するまで）補助を受け続けると「各年度に返済した奨学金の額の1/2（下表の上限額が限度）×3年分」の補助金を受け取ることができます。

### <1年度当たりの補助上限額>

	在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関	補助上限額（1年度当たり）
1	大学	86,000円
2	短期大学・高等専門学校・専修学校	55,000円
3	大学院（修士の学位を授与するもの）	75,000円
4	大学院（博士の学位を授与するもの）	109,000円
5	複数の高等教育機関を修学し、各機関で在学中に奨学金借入がある場合 例：短期大学及び大学、大学及び大学院（修士の学位を授与するもの）など	161,000円

・高等専門学校在学中に借り入れた奨学金については、4年次以降の借入分に係る返済のみ補助対象とします。

3年次以前においても奨学金を借り入れていた場合は、補助金額の算出に当たり按分が必要となるため個別に対応しますので、事前に旭川市へお申し出ください。

・修業年限を6年とする大学の課程（医学、歯学等を履修する課程）で5年次以降に借り入れた奨学金の返済については、「大学院（修士の学位を授与するもの）」を適用します。

## \* (参考) 受け取れる補助金額の算出例

令和2年4月1日から旭川市内に定着し、同年10月27日から奨学金の返済を開始した場合

※補助の対象期間は、令和2年4月1日から令和5年9月30日まで（令和5年4月1日から9月30日までの期間については延長期間）となります。

※修学先は大学で、返済は月賦返還で割賦額12,000円と仮定します。

各年度に受け取れる補助金の額は、

○令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日対象）

$$12,000円 \times 6回返済 \times 1/2 \times 8/10 = 28,800円 \dots \textcircled{1}$$

※算出式は「その年度に返済した奨学金の額の1/2（7頁の表の上限額が限度）×8/10」

○令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日対象）

$$12,000円 \times 12回返済 \times 1/2 \times 8/10 = 57,600円 \dots \textcircled{2}$$

※算出式は令和2年度と同じ。

○令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日対象）

$$12,000円 \times 12回返済 \times 1/2 \times 8/10 = 57,600円 \dots \textcircled{3}$$

※算出式は令和2年度と同じ。

○令和5年度（令和5年4月1日～令和5年9月30日対象）

$$12,000円 \times 6回返済 \times 1/2 + 144,000円 \times 25/100 = 72,000円 \dots \textcircled{4}$$

※補助最終年度のため、算出式は「その年度に返済した奨学金の額の1/2（7頁の表の上限額が限度）

+前年度までに交付を受けた補助金額（①+②+③の額）×25/100」

すなわち、補助の対象期間である3年間の満了するまで（対象期間の延長がある場合はその延長期間が終了するまで）補助を受け続けると、受け取れる補助金の総額は、①+②+③+④ = 216,000円 となり、この額は「各年度に返済した奨学金の額の1/2×3年分」と同額（12,000円×12回返済×1/2×3年分 = 216,000円）になります。

### (3) 奨学金返済の延滞について

交付決定後、正当な理由なく奨学金の返済を延滞したときは、延滞発生時を含めそれ以降に返済を予定していた分に係る交付決定を取消するとともに、補助希望者としての登録も取消しとなり次年度以降の補助申請ができなくなります。

「正当な理由なく奨学金の返済を延滞したとき」とは、学生支援機構の延滞金が賦課される基準に基づき、奨学金返済のために指定した口座の振替が2回連続で不能となったときをいいます。振替口座の残高不足等により返済が滞ることのないよう十分ご注意ください。

### (4) 交付決定の取消しについて

補助金の交付決定の内容・条件等に違反していることや偽り・不正の手段により補助金の交付を受けたこと等が判明した場合は、交付決定を取消します。

補助金額の確定後や補助金の支払後にそれらの事実が判明した場合も同様の取扱いとし、既に支払っている補助金があるときは旭川市へ返還を求めます。

### (5) 関係書類の整備・保管について

旭川市へ提出いただいた書類は返却しませんので、手続き後の内容確認等に備え、必ず提出前に控えとして写し（コピー）を取るようになしてください。

## 4 各手続きに必要な書類

### (1) 書類の作成・提出に当たって（各手続き共通）

- 「様式第●号」、「様式第●号－2」又は「様式第●号別紙」とある書類は、旭川市で様式を定めているものです。作成に当たっては、必ずその所定様式を使用してください。  
各所定様式は旭川市ホームページ（旭川市若者地元定着奨学金返済補助金で検索）からダウンロードできるほか、旭川市経済部経済総務課雇用労政係（旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階）でも配付します。
- 書類に記入した内容を訂正するときは、その箇所に二重線を引いて訂正してください。修正液や修正テープ等は使用しないでください。
- 補助を希望する方自身が事業主となる場合は、提出書類のうち在職証明書及び雇用契約書については、登記事項証明書、確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書に替えるものとします。

### (2) 補助の申請に必要な書類

<補助初年度の申請で提出する書類>（市内定着後2か月以内）

- ①旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書（様式第3号）

**\*記入方法 →12頁へ**

- ②正規雇用であることを証する書類（雇用契約書の写しや雇用証明書の原本等）

- ③卒業を証する書類（卒業証書の写しや卒業証明書の原本等）

登録時に未提出の場合のみ。

- ④在職証明書（原本）

就業先から発行を受け、提出してください。

- ⑤その年度に返済予定である奨学金の額を確認できる書類

学生支援機構から発行を受けた返還誓約書本人控や貸与奨学金返還確認票の写し、同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）の返還明細に関する画面をプリントアウトしたものなど（繰上返還をする場合は、学生支援機構に提出した繰上返還申込書の写しや同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）の繰上返還申込に関する画面をプリントアウトしたものなど）を提出してください。

※日本学生支援機構第二種奨学金を併用されている場合は、第二種奨学金についても奨学金の額を確認できる書類の提出が必要です。

- ⑥住民票（写し）

申請日時点の状況がわかり、かつ申請日を含めて2か月以内に発行されたもの

旭川市市民生活部市民課（旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎1階）又は各支所で発行を受け（手数料がかかります。）、その写しを提出してください。

マイナンバーカードを発行されている方は、コンビニ等でも発行を受けられます。

<補助2年度目以降の申請で提出する書類>（各年度4月1日から4月10日まで）

- ①旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書（様式第3号、補助最終年度は様式第3号－2）

**\*記入方法 →13頁（補助最終年度より前）又は14頁（補助最終年度）へ**

②その年度に返済予定である奨学金の額を確認できる書類

\*書類は補助初年度の申請と同様。

③その他、変更が生じた事項の確認に関する書類

必要に応じ、次の書類を提出してください。

・在職証明書

※前年度の3月31日に旭川市へ報告した就業先に変更がある場合のみ必要。

・雇用契約書（写し）

※前年度の3月31日時点での雇用契約の内容に変更がある場合のみ必要。

・住民票（申請日時点のもの）（写し）

※前年度の3月31日に旭川市へ報告した現住所に変更がある場合のみ必要。

### (3) 返済状況等の報告に必要な書類

＜補助初年度以降（補助最終年度を除く）の報告で提出する書類＞（各年度3月31日）

①就業及び奨学金返済状況報告書（様式第6号）

**\*記入方法 →15頁へ**

②在職証明書（各年度3月31日時点の状況がわかるもの）

報告時に提出が難しい場合は、代わりに誓約書（様式第6号別紙）を提出し、次年度4月10日までに改めて提出してください。

**\*誓約書の記入方法 →16頁へ**

③住民票（各年度3月31日時点の状況がわかるもの）（写し）

報告時に提出が難しい場合は、代わりに誓約書（様式第6号別紙）を提出し、次年度4月10日までに発行を受けて改めて提出してください。

**\*誓約書の記入方法 →16頁へ**

④その年度に返済した奨学金の額を証する書類

奨学金返済に係る振替口座の通帳の該当部分（対象となる期間の返済履歴のすべてが分かるもの及び口座名義が分かるもの）写しを提出してください。

＜補助最終年度（補助対象期間が終了する日が属する年度）の報告で提出する書類＞（補助対象期間終了後1か月以内。ただし最終年度の3月31日を越えない。）

①就業及び奨学金返済状況報告書（様式第6号-2）

**\*記入方法 →17頁へ**

②在職証明書（補助対象期間が終了する日（対象期間を延長した場合（6頁参照）はその延長期間開始日の前日）以降のもの）

報告時に提出が難しいときは、代わりに誓約書（様式第6号別紙）を提出しできるだけ早く（遅くとも次年度4月10日までに）改めて提出してください。

**\*誓約書の記入方法 →16頁へ**

③住民票（補助対象期間が終了する日（対象期間を延長した場合（7頁参照）はその延長期間開始日の前日）以降のもの）（写し）

報告時に提出が難しいときは、代わりに誓約書（様式第6号別紙）を提出しできるだけ早く（遅くとも次年度4月10日までに）改めて発行を受けて提出してください。

**\*誓約書の記入方法 →16頁へ**

④その年度の補助対象期間内に返済した奨学金の額を証する書類

\*書類は補助初年度及び2年度目以降（補助最終年度を除く）の報告と同様。

**(4) 就業や居住の状況等の変更に伴う手続きに必要な書類**

①就業状況及び奨学金返済に係る変更 届出・承認申請書（様式第5号）

**\*記入方法 →18頁又は19頁へ**

②変更内容の詳細が確認できる書類や変更を証する書類

変更が生じた事項によって提出書類が異なりますので、手続き前に旭川市へ確認してください。

**5 各書類の記入方法**

手続きに当たり提出が必要となる書類の記入方法(記入例)を次頁以降に示していますので、ご参照ください。

【記入方法】 交付申請書（様式第3号）※補助初年度の申請

様式第3号

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書

(□□□□年度交付申請)

(宛先) 旭川市長

□□□□年 ○月 ○日

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、就業及び居住状況等の確認のため必要な限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。なお、万一、申請の内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取消しに処じます。

※申請2年度目以降使用欄は、前年度末日からの変更の有無（太枠内の該当する方にレ点）を記入。変更無の場合、就業先については記入不要。

		内 容	申請2年度目以降使用欄
申請者	ふりがな氏名	〇〇 〇〇〇 (補助希望者登録番号: □□□□年度第〇〇号)	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	現住所連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市△△△ 〇条〇丁目〇番〇号 (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) (e-mail 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇)	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	生年月日	□□□□年 ○月 ○日	-
就業先	名称	医療法人社団〇〇〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	本社所在地	旭川市△△△ 〇条〇丁目〇番〇号	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	就業開始日	▶ □□□□年 ○月 ○日	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
日本学生支援機構第一種奨学金返済補助金交付申請額	当初借入金額	当初借入金額: 2,200,000円	
	交付申請時返済残額	交付申請時返済残額: 2,200,000円	
	当該年度返済予定期間	返済予定期間: □□□□年 10月~ □□□□年 3月	
	返済予定額	返済予定額: 72,000円...[A] ※当該年度内に返済予定の合計額	
	補助金交付申請額算出根拠	当該年度の返済予定額(A)の額 (72,000円) × 1/2 = 36,000円...[B]	
補助上限額	▶ 86,000円...[C] ※要綱別表1及び2の各金額のうち該当する額		
補助金交付申請額	※[B]と[C]を比較し低い方の額 (36,000円) × 8/10 = 28,800円		

添付書類

- 当該年度における奨学金返済予定額を証する書類
- 卒業を証する書類（登録時未提出の場合のみ必要）※2年度目以降は不要
- 雇用契約書（写し）等 ※2年度目以降は変更有の場合のみ必要
- 在職証明書 ※2年度目以降は変更有の場合のみ必要
- 住民票（写し）（申請日時時点の状況が分かるもの、ただし提出日を含めて2か月以内に発行されたもの）※2年度目以降は変更有の場合のみ必要

登録決定通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

雇用契約書などに記載がある雇用開始日を記入。  
※初出社日ではない。

要綱7頁（別表1又は別表2）に記載がある該当の補助上限額を記入。

添付する書類の□内にレ点を記入。

提出する年月日を記入。  
就業日の翌日から起算し、2か月以内の申請のみ有効。

当初借入金額は、修学先在学中に借り入れた奨学金の総額を記入。  
交付申請時返済残額は、「借入金額 - 前年度3月31日までに返済した奨学金の額」で算出し記入。

返済予定期間・返済予定額は、日本学生支援機構が指定する返済開始日から年度が終了する3月までとし、その期間の返済予定額を記入。記入例では、10月から毎月1万2千円の返済を開始した場合で記載しています。

算出した金額は1円未満切り捨て



【記入方法】 交付申請書（様式第3号）※補助2年度目以降（最終年度除く）の申請

登録決定通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

雇用契約書などに記載がある雇用開始日を記入。  
※初出社日ではない。

当初借入金額は、修学先在学中に借り入れた奨学金の総額を記入。  
交付申請時返済残額は、「借入金額－前年度3月31日までに返済した奨学金の額」で算出し記入。

要綱7頁（別表1又は別表2）に記載がある該当の補助上限額を記入。

添付する書類の□内にレ点を記入。

様式第3号

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書

(□□□□年度交付申請)

(宛先) 旭川市長

□□□□年 4月 ○日

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、就業及び居住状況等の確認のため必要な限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。なお、万一、申請の内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取消しに応じます。

※申請2年度目以降使用額は、前年度末日からの変更の有無（太枠内の該当する方にレ点）を記入。変更無の場合、就業先については記入不要。

		内 容	申請2年度目以降使用額
申請者	ふりがな氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 (補助希望登録番号: □□□□年度第〇〇号)	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	現住所連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市△△△ 〇条〇丁目〇番〇号 (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) (e-mail 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇)	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	生年月日	□□□□年 〇〇月 〇〇日	-
就業先	名称	医療法人社団〇〇〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	本社所在地	旭川市△△△ 〇条〇丁目〇番〇号	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	就業開始日	□□□□年 〇〇月 〇〇日	<input type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
日本学生支援機構第一種奨学金返済	当初借入金額	当初借入金額 ▶ 2,200,000円	
	交付申請時返済残額	交付申請時返済残額: 2,200,000円	
	当該年度返済予定期間	返済予定期間: □□□□年 4月 ~ □□□□年 3月	
	返済予定額	返済予定額: 144,000円 … [A] ※当該年度内に返済予定の合計額	
	補助金交付申請額算出根拠	当該年度の返済予定額 (A)の額 ( 144,000円 ) × 1/2 = 72,000円 … [B]	
補助上限額	▶ 86,000円 … [C] ※要綱別表1及び2の各金額のうち該当する額		
補助金交付申請額	※[B]と[C]を比較し低い方の額 ( 72,000円 ) × 8/10 = 57,600円		

添付書類

- 当該年度における奨学金返済予定額を証する書類
- 卒業を証する書類（登録時未提出の場合のみ必要）※2年度目以降は不要
- 雇用契約書（写し）等 ※2年度目以降は変更有の場合のみ必要
- 在職証明書 ※2年度目以降は変更有の場合のみ必要
- 住民票（写し）（申請日時点の状況が分かるもの、ただし提出日を含めて2か月以内に発行されたもの）※2年度目以降は変更有の場合のみ必要

提出する年月日を記入。  
各年度4月10日までに申請すること。

太枠内の各項目について変更の有無を□内にレ点を記入。変更無の場合、添付書類不要。  
就業先については、変更がない場合のみ記入不要。

返済予定期間・返済予定額は、年度が開始する4月から年度が終了する3月までとし、その期間の返済予定額を記入。

算出した金額は1円未満切り捨て

【記入方法】 交付申請書（様式第3号-2）※補助最終年度の申請

最終年度の申請にあたっては、事前に加算額・補助対象期間のお知らせ（参考資料にサンプル掲載）を送付しますので、参照した上で記入してください。

登録決定通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

3年間通算補助対象期間及び今までの交付精算額は、最終年度申請前に送付する「加算額・補助対象期間のお知らせ」を参照して記入。

当初借入金額は、修学先在学中に借り入れた奨学金の総額を記入。交付申請時返済残額は、「借入金額ー前年度3月31日までに返済した奨学金の額」で算出し記入。

要綱7頁（別表1又は別表2）に記載がある該当の補助上限額を記入。

様式第3号-2（最終年度用）  
旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書  
（□□□□年度交付申請） □□□□年 4月 ○日  
（宛先）旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、就業及び居住状況等の確認のため必要限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。なお、万一、申請の内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取消しに応じます。  
※申請2年度目以降使用欄は、前年度末日からの変更の有無（太枠内の該当する方にレ点）を記入。変更無の場合、就業先については記入不要。

		内 容	申請2年度目以降使用欄
申請者	ふりがな	〇〇〇〇 〇〇〇〇 (補助希望者登録番号：□□□□年度第〇〇号)	<input checked="" type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市△△△ 〇条〇丁目〇番〇号 (電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) (e-mail 〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇)	<input type="checkbox"/> 変更無 <input checked="" type="checkbox"/> 変更有
	生年月日	□□□□年 〇〇月 〇〇日	-
就業先	名称		<input checked="" type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	本社所在地		<input checked="" type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
	就業開始日	年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 変更無 <input type="checkbox"/> 変更有
3年間通算補助対象期間 (延長期間含む)		□□□□年 〇〇月 〇〇日～ □□□□年 〇〇月 〇〇日	
今までの交付精算額		初年度 28,800 円 2年度 57,600 円 3年度 57,600 円 合計 144,000円…[A]	
最終年度加算額		[A]の額 144,000円 × 25/100 = 36,000円…[B]	
返済補助金交付申請額算出根拠 日本学生支援機構第一種奨学金	当初借入金額	当初借入金額： 2,200,000円	
	交付申請時返済残額	交付申請時返済残額： 1,840,000円	
	当該年度補助対象期間	補助対象期間： □□□□年 4月～ □□□□年 〇〇月	
	返済予定額	返済予定額： 72,000円…[C] ※当該年度内に返済した合計額	
	補助上限額	[C]の額 72,000円 × 1/2 = 36,000円…[D] 要綱別表1及び2の各金額のうち該当する額 86,000円…[E]	[D]と[E]を比較して低い方の額 36,000円…[F]
	3年間補助上限額合計	[E]の額 86,000円 × 3 = 258,000円…[G]	
当該年度補助上限額	[G]の額 [A]と[B]の合計額 258,000円 - 180,000円 = 78,000円…[H]		
補助金交付申請額	[F]と[H]を比較し低い方の額 加算額※[B]の額 36,000円 + 36,000円 = 72,000円		

※添付書類については裏面に表記

提出する年月日を記入。  
各年度4月10日までに申請すること。

太枠内の各項目について変更の有無を□内にレ点を記入。  
就業先については、変更がない場合のみ記入不要。

補助対象期間・返済予定額は、年度が開始する4月から3年間通算補助対象期間が終了する月（「加算額・補助対象期間のお知らせ」参照）までとし、その期間の返済予定額を記入。

算出した金額は1円未満切り捨て

添付する書類の□内にレ点を記入。  
記入例では、現住所の変更有の場合で記載しています。

- 添付書類
- 当該年度における奨学金返済予定額を証する書類
  - ※ 以下のものについては、申請2年度目以降使用欄に「変更有」の場合のみ必要
  - 雇用契約書（写し）等
  - 在籍証明書
  - 住民票（写し）

【記入方法】 状況報告書（様式第6号）※補助初年度以降（最終年度除く）の報告

報告年度の交付決定通知書（様式第4号）右上に記載がある日付（交付決定日）と指令番号を記入。

登録決定通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

雇用契約書などに記載がある雇用開始日を記入。  
※初出社日ではない。

報告年度の交付決定通知書（様式第4号）（交付決定後に変更があった場合は、その変更決定に関する通知書）に記載がある交付決定額を記入。

添付する書類の□内にレ点を記入。

様式第6号  
就業及び奨学金返済状況報告書  
(旭川市若者地元定着奨学金返済補助金□□○○年度実績報告)

□□○○年 3月31日

(宛先) 旭川市長

□□○○年 ○月 ○日付け旭経総指令第○○○号をもって交付決定された標記補助金について、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第15条の規定に基づき、当該年度における就業及び奨学金返済の状況に関し次のとおり関係書類を添えて報告します。なお、就業及び居住状況等の確認のため必要な限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。

補助決定者 (報告者)	氏名	○○ ○○○ (補助希望者登録番号：□□○○年度第○○号)
	現住所 連絡先	〒○○○-○○○○ 旭川市△△△ ○条○丁目○番○号 (電話 ○○○-○○○○-○○○○) (e-mail ○○○@○○○.○○.○○)
	生年月日	□□○○年 ○○月 ○○日
就業先	名称	医療法人社団○○○○○○
	本社所在地	旭川市△△△ ○条○丁目○番○号
	就業開始日	□□○○年 ○○月 ○○日
返済状況 日本学生支援機構 第一種奨学金 の精算	当初借入金額	当初借入金額： 2,200,000円
	交付申請時返済残額	交付申請時返済残額： 2,200,000円 …[A]
	当該年度補助対象期間	補助対象期間：□□○○年○○月○○日～□□○○年 3月31日
	当該年度返済期間・返済額	返済期間：□□○○年 ○○月～□□○○年 3月 返済額：144,000円 …[B] ※当該年度内に返済した合計額
	補助金精算額 算出根拠	補助対象経費 ※[B]の額 144,000円 × 1/2 = 72,000円 …[C]
		補助上限額 (要綱別表1及び2) 86,000円 …[D]
	補助金交付決定額 ※様式第4号の通知額	[C]と[D]を比較し低い方の額 72,000円 × 8/10 = 57,600円 …[E]
補助金精算額	57,600円 …[F] ※変更決定があった場合は変更後の額	
当該年度返済終了後 返済残額	2,056,000円 ※[A]-[B]で算出	

添付書類

- 在職証明書 (3月31日時点の状況がわかるもの)
- 住民票 (写し) (3月31日時点の状況がわかるもの)
- 誓約書 ※各年度3月31日に在職証明書又は住民票 (写し) を添付できない場合は必要
- 奨学金返済額を証する書類 (第二種奨学金を利用している場合は、第二種奨学金についても必要)

報告年度の末日（3月31日）の日付を記入。

報告年度の交付申請書（様式第3号）に記入した金額を記入。

返済期間は、返済開始となった年月から申請年度末の年月。  
返済額は、返済期間内に実際に返済した奨学金の合計額を記入。

算出した金額は1円未満切り捨て

【記入方法】誓約書（様式第6号別紙）

報告年度の交付決定通知書  
（様式第4号）右上に記載  
がある日付（交付決定日）  
と指令番号を記入。

様式第6号又は様式第6号-2の報  
告日と同日を記入。

様式第6号別紙

**誓約書**

（旭川市若者地元定着奨学金返済補助金□□○○年度実績報告）

□□○○年 ○月 ○日

（宛先）旭川市長

□□○○年 ○月 ○日付け旭経総指令第○○○号をもって交付決定された標記補助金に  
ついて、当該年度における就業状況等の報告に関し、次のとおり誓約します。

私は、就業及び奨学金返済状況報告書（様式第6号、最終年度は様式第6号-2）による  
報告日現在において、交付申請時の記載内容から（交付申請後に変更があった場合は変更届  
出又は変更承認申請時から）変更ありません。

なお、未提出となっている当該年度就業及び居住状況の確認に係る以下の書類を翌年度  
4月10日までに提出します。

（※該当する事項の□にレ点）

- 在職証明書（各年度の補助対象期間が終了する日時点の状況がわかるもの）
- 住民票（写し）（各年度の補助対象期間が終了する日時点の状況がわかるもの）

※なお、当該年度の補助対象期間に延長期間が含まれる場合は延長期間の開始日の前日時点の状況が  
わかるもの

上記について相違ありません。

(提出者) 補助決定者	氏 名	○○ ○○○ (補助希望者登録番号：□□○○年度第○○号)
----------------	-----	----------------------------------

補助希望者登録番号は、登録決定  
通知書（様式第2号）で氏名の下  
に記載がある登録番号を記入。

【記入方法】 状況報告書（様式第6号-2）※補助最終年度の報告

報告年度の交付決定通知書（様式第4号）右上に記載がある日付（交付決定日）と指令番号を記入。

登録決定通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

雇用契約書などに記載がある雇用開始日を記入。  
※初出社日ではない。

報告年度の交付決定通知書（様式第4号）（交付決定後に変更があった場合は、その変更決定に関する通知書）に記載がある交付決定額を記入。

添付する書類の□内にレ点を記入。

様式第6号-2（最終年度用）

### 就業及び奨学金返済状況報告書

（旭川市若者地元定着奨学金返済補助金□□○○年度実績報告）

□□○○年 3月31日

（宛先）旭川市長

□□○○年 ○月 ○日付け旭経総指令第○○○号をもって交付決定された標記補助金について、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第16条の規定に基づき、当該年度における就業及び奨学金返済の状況に関し次のとおり関係書類を添えて報告します。なお、就業及び居住状況等の確認のため必要な限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。

補助決定者（報告者）	氏名	○○ ○○○ (補助希望者登録番号：□□○○年度第○○号)	
	現住所 連絡先	〒○○○-○○○ 旭川市△△△ ○条○丁目○番○号 (電話 ○○○-○○○-○○○) (e-mail ○○@○○.○○.○○)	
	生年月日	□□○○年 ○○月 ○○日	
就業先	名称	医療法人社団○○○○○	
	本社所在地	旭川市△△△ ○条○丁目○番○号	
	就業開始日	□□○○年 ○○月 ○○日	
返済状況及び補助金の精算額算出根拠	当初借入金額 交付申請時返済残額	当初借入金額： 2,200,000円 交付申請時返済残額： 1,840,000円	
	当該年度補助対象期間 返済額	補助対象期間：□□○○年4月1日～□□○○年○○月○○日 返済額： 72,000円 …[A] ※当該年度内に返済した合計額	
	補助上限額 ※要綱別表1及び2	補助上限額 [B]と[C]を比較して低い方の額 86,000円 …[C] 36,000円 …[D]	
	3年間補助上限額合計	[C]の額 86,000円 × 3 = 258,000円 …[E]	
	当該年度補助上限額	今までの交付精算額	144,000円 …[F]
		加算額	36,000円 …[G]
	補助金交付決定額 ※様式第4号の通知額	[E]の額 [F]と[G]の合計額 258,000円 - 180,000円 = 78,000円 …[H]	
	補助金精算額	[D]と[H]を比較して低い方の額 加算額※[G]の額 36,000円 + 36,000円 = 72,000円	

※添付書類については裏面に表記

提出する年月日を記入。  
補助対象期間が終了する日から1か月以内に報告すること（ただし、最終年度の3月31日を越えない）。

報告年度の交付申請書（様式第3号）に記入した金額を記入。

補助対象期間は、最終年度の4月1日から補助対象期間の最終年月日。末の年月。  
返済額は、補助対象期間内に実際に返済した奨学金の合計額を記入。

算出した金額は1円未満切り捨て

加算額は、最終年度の交付申請（様式第3-2）時に記入した金額を転記。

- 添付書類
- 在職証明書（補助対象期間が終了した日以降のもの ※延長期間がある場合は当該期間の開始日の前日以降のもの）
  - 住民票（写し）（補助対象期間が終了した日以降のもの ※延長期間がある場合は当該期間の開始日の前日以降のもの）
  - 誓約書 ※要綱第16条第3項に該当する場合、在職証明書又は住民票（写し）を提出できない場合は必要
  - 奨学金返済額を証する書類（第二種奨学金を利用している場合は、第二種奨学金についても必要）



【記入方法】変更届出・承認申請書（様式第5号）※就業先、住所等変更の場合

届出をする年度の交付決定通知書（様式第4号）右上に記載がある日付（交付決定日）と指令番号を記入。

変更について「届出」のときは上の□にレ点を記入。

「届出」事項か「承認申請」事項のどちらか該当する方を○で囲む。

提出する年月日を記入。

登録決定の通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

**変更前**  
交付申請書（様式第3号）に記載した内容を記入。  
**変更後**  
現在の内容を記入。

様式第5号  
就業状況及び奨学金返済に係る変更 **届出・承認申請書**  
(旭川市若者地元定着奨学金返済補助金□□○○年度内容変更)

□□○○年○○月○○日

(宛先) 旭川市長

□□○○年○○月○○日付け旭経総指令第○○号をもって交付決定された標記補助金について、  
(※該当する方の□にレ点)  
 次のとおり変更が生じたため、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき届け出ます。  
 次のとおり変更したいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき申請します。

補助決定者	氏名	○○ ○○○ (補助希望者登録番号：□□○○年度第○○号)
	現住所連絡先	〒○○○○-○○○○ 旭川市○○○○ ○丁目○号○番 (電話○○○-○○○○-○○○○)
変更の内容	変更事項1	変更のある事項（変更日：□□○○年○○月○○日） <b>住所の変更</b> 変更前 旭川市△△△△ △丁目△号△番 変更後 旭川市○○○○ ○丁目○号○番 変更の理由 引っ越しのため
	変更事項2	変更のある事項（変更日： 年 月 日） 変更前 変更後 変更の理由

※必要に応じ、変更を証する書類を添付すること。



【記入方法】変更届出・承認申請書（様式第5号）※奨学金返済額変更の場合

承認申請をする年度の交付決定通知書（様式第4号）右上に記載がある日付（交付決定日）と指令番号を記入。

「承認申請」のときは下の□にレ点を記入。

「届出」事項か「承認申請」事項のどちらか該当する方を○で囲む。

提出する年月日を記入。

登録決定の通知書（様式第2号）で氏名の下に記載がある登録番号を記入。

**変更前**  
交付申請書（様式第3号）に記載した返済予定額を記入。  
**変更後**  
承認申請する年度の補助対象期間内に返済する予定額を記入。

様式第5号  
就業状況及び奨学金返済に係る変更届出・承認申請書  
(旭川市若者地元定着奨学金返済補助金□□○○年度内容変更)  
□□○○年○○月○○日

(宛先) 旭川市長  
□□○○年○○月○○日付け旭経総指令第○○号をもって交付決定された標記補助金について、  
(※該当する方の□にレ点)  
 次のとおり変更が生じたため、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき届け出ます。  
 次のとおり変更したいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき申請します。

補助決定者	氏名	○○ ○○ (補助希望者登録番号：□□○○年度第○○号)
	現住所 連絡先	〒○○○-○○○ 旭川市○○○ ○丁目○号○番 (電話○○○-○○○-○○○)
変更の内容	変更事項1	変更のある事項(変更日：□□○○年○○月○○日) 返済予定額の変更 変更前 78,000円 変更後 108,000円 変更の理由 繰り上げ返済をしたため
	変更事項2	変更のある事項(変更日： 年 月 日) 変更前 変更後 変更の理由

※必要に応じ、変更を証する書類を添付すること。

【参考資料】※最終年度の交付申請時に対象となる方に対しお知らせします

**重要** 次回申請時（様式第3号-2作成時）に必要となります。

様

（補助希望者登録番号： 年度第 号）

通算の補助対象期間及び最終年度の加算額（予定）についてお知らせします。

1. 3年間通算補助対象期間（延長期間含む）

年 月 日～ 年 月 日

（うち延長期間 年 月 日～ 年 月 日）

2. 今までの交付精算額（予定）

初年度精算額	円…①
2年度精算額	円…②
3年度交付決定額	円…③
合計	円

3. 最終年度加算額（予定）

$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 25 / 100 =$  円

※ただし、③については今年度の実績報告を受けてから確定する額であるため、個人の事情（期中の繰上返済、返済遅延等）により変動することがあります。

③が変動した場合、最終年度加算額（予定）についても変動しますので、その場合は、ご自身で最終年度加算額（予定）を再計算してください（再度お知らせすることはありません）。

期中の奨学金返済額に変更がある場合は、速やかに様式第5号にて変更申請をお願いいたします。

ご不明な点はお問い合わせください。

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係

担当

TEL : 0166-25-7152